

2. 介護職員の養成研修等について

(1) 介護員養成研修の見直し

- 介護員養成研修課程（以下「ホームヘルパー研修」という。）の見直しについては、「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会報告書（平成23年1月）」における「今後の介護人材のキャリアパスを簡素で分かりやすいものにするとともに、生涯働き続けることができるという展望を持てるようにする必要がある」という提言を踏まえ、現行のホームヘルパー研修を簡素化し、在宅・施設を問わない介護職の入口として「介護職員初任者研修（仮称）」を創設することとしたところである。

（別紙1参照）

(2) 施行のスケジュール及び周知の必要性について

- 現在、関連する省令・告示については、昨年11月にパブリックコメント（別紙2参照）を実施したところであり、介護職員初任者研修（仮称）については、平成25年4月より施行、従前の各ホームヘルパー研修課程は平成25年3月に廃止する予定であるので、ご了知いただきたい。
- さらに、詳細なカリキュラム等を規定する関連通知については今年度中にお知らせすることを予定しているので、あわせてご了知いただくとともに、介護職員初任者研修（仮称）における要綱作成や指定等の事務についてご準備いただくとともに、今後、介護現場等に混乱が生じぬよう、管内市町村、介護サービス事業所、訪問介護員養成研修事業者や研修受講を希望する地域住民など、広く周知願いたい。
- また、新課程施行までに各ホームヘルパー研修を修了している者については、施行後も訪問介護の業務に従事可能であるとともに、平成24年度末において各ホームヘルパー研修未修了の者については、研修が修了するまで引き続き受講することを可能とする経過措置を設ける予定である。

(3) 訪問介護員養成研修1級課程及び介護職員基礎研修課程の受講機会の確保

- 訪問介護及び介護予防訪問介護における平成24年度介護報酬改定において、ホームヘルパー2級研修修了者のサービス提供責任者を配置する事業所に対する減算を実施することとした。当該減算については、現に従事する当該サービス提供責任

者の処遇に配慮する観点から平成25年3月末日までに、介護福祉士の資格取得又は実務者研修、ホームヘルパー1級研修若しくは介護職員基礎研修を修了することが確実に見込まれる場合、適用しないこととする経過措置を設けたところである。このような背景から、平成24年度においては、これらの研修に係る受講ニーズの増加が見込まれることから、これらのニーズを十分に踏まえた上で、関係機関に働きかける等、受講機会の十分な確保に努められたい。

(4) 緊急雇用対策等について

- 平成21年度第1次補正予算で積み増しされた緊急雇用創出事業においては、介護職員等を研修等に派遣する場合に必要な代替職員を雇用する事業を実施している。平成23年度補正予算では基金を積み増し、平成24年度は重点分野雇用創造事業として実施可能であるので、市町村の実情に応じて積極的に活用されるよう周知願いたい。(別紙3参照)
- また、いわゆる「働きながら資格をとる」介護雇用プログラムについては、平成24年度以降も重点分野雇用創造事業として実施可能であるので、市町村の実情に応じて積極的に活用されるよう周知願いたい。(別紙3参照)

養成研修課程の見直しに伴う介護保険法
施行規則の一部を改正する省令・介護職員初任者研修課程（仮称）
カリキュラム（告示）（案）について

I. 改正の趣旨

現行の介護保険制度においては、訪問介護員（ホームヘルパー）として、介護福祉士のほか、介護保険法施行令第3条に定める養成研修修了者がおり、当該研修は、介護職員基礎研修課程及び訪問介護員養成研修1・2・3級課程があり、複雑な養成体系となっている。

「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」報告書（平成23年1月）における「今後の介護人材のキャリアパスを簡素で分かりやすいものにするとともに、生涯働き続けることができるという展望を持てるようにする必要がある」という提言を踏まえ、現在の訪問介護員養成研修2級課程相当の研修を介護職員初任者研修（仮称）と位置付けるなど、介護福祉士に至るまでの養成体系の見直しを図るため、介護保険法施行規則等の一部を改正するものである。

II. 改正の概要

1. 研修課程の改正について（介護保険法施行規則第22条の23関係）

現在、養成研修の課程として規定されている各課程について、

（1）「介護全般に関する介護職員基礎研修課程（以下「基礎研修課程」という。）」及び「訪問介護に関する1級課程（以下「1級課程」という。）」については「実務者研修（注）」へ一本化（平成25年度より）

（2）「訪問介護に関する2級課程（以下「2級課程」という。）」については「介護職員初任者研修課程（仮称）」へ移行（平成25年度より）

（3）「訪問介護に関する3級課程（以下「3級課程」という。）」については平成24年度末で廃止

とする改正を行う。

（注）実務者研修：社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）により、介護福祉士試験を受験するための条件の一つとして設けられ

た「文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得」するための研修

改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（平成27年4月1日施行）（抄）

（介護福祉士試験）

第四十条 介護福祉士試験は、介護福祉士として必要な知識及び技能について行う。

2 介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

（中略）

五 三年以上介護等の業務に従事した者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

2. 介護職員初任者研修課程（仮称）について（介護保険法施行規則第22条の23から第22条の27まで関係）

（1）研修の課程

別紙1のとおり。

（2）研修の方法

- ① 研修は、講義及び演習により行うものとする。
- ② 講義は、通信の方法によって行うことができるものとする。この場合においては、添削指導、面接指導等適切な措置を併せて講じなければならない。
- ③ 研修の実施にあたっては、介護職員初任者研修課程（仮称）において修得することが求められている知識や技術の習得がなされていることにつき確認する等適切な方法により行われなければならない。

（3）研修事業者の指定の申請

- ① 研修事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地（講義を通信の方法によって行おうとする者にあっては、主たる事業所の所在地）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

イ 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

ロ 研修の名称及び課程

ハ 事業所の所在地（講義を通信によって行おうとする者にあっては、主たる事業所の所在地）

ニ 学則

ホ 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別

- ヘ 収支予算及び向こう2年間の財政計画
 - ト 申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款
 - チ その他指定に関し必要があると認める事項
- (2) 講義を通信の方法によって行おうとする者にあっては、(1)に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出しなければならない。
- イ 講義を通信の方法によって行う地域
 - ロ 添削指導及び面接指導の指導方法
 - ハ 面接指導を実施する期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書
- (4) 介護職員初任者研修（仮称）の指定の基準
- 以下のイ～ニまでに掲げる基準を満たすこと。
- イ 修業年限はおおむね8月以内であること。
 - ロ 研修の内容は、2. (1) 以上のものであること。
 - ハ 介護職員初任者研修（仮称）の内容を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- 二 講師は、介護職員初任者研修課程（仮称）を教授するのに適当な者であること。
- (5) 通信課程について
- 講義のうち一定時間を通信の方法によって行う研修にあっては、(4)に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。
- イ 添削指導、面接指導等による適切な指導が行われること。
 - ロ 添削指導、面接指導等による適切な指導を行うのに適当な講師を有すること。
 - ハ 面接指導を行うのに適当な講義室及び演習を行うのに適当な演習室が確保されていること。

3. 現行の研修課程の取扱いについて

- (1) 基礎研修課程、1級課程及び2級課程（以下「旧課程」という。）について
- ① 旧課程の既修了者については、介護職員初任者研修課程（仮称）修了者として引き続き業務に従事することが可能である。
 - ② 平成24年度末までに旧課程の受講を開始した者については、その修了後、介護職員初任者研修課程（仮称）修了者として業務に従事することが可能である。

(注) 基礎研修課程及び1級課程修了者については、それぞれの研修の種類の別に応じて、実務者研修の課程を受講するに当たり、一部科目を免除することができるこことする予定。

(2) 3級課程について

3級課程は廃止する。

4. その他、所要の経過措置を設ける等の所要の改正を行う。

III. 施行期日

○ 平成25年4月1日に施行する。

介護職員初任者研修課程（仮称）カリキュラム（案）

科 目 名	合計時間
1. 職務の理解	6 時間
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	9 時間
3. 介護の基本	6 時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療の連携	9 時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間
6. 老化の理解	6 時間
7. 認知症の理解	6 時間
8. 障害の理解	3 時間
9. こころとからだのしくみと生活支援技術	75 時間
10. 振り返り	4 時間
合 計	130 時間

(注1) 講義と演習を一体的に実施すること。

(注2) 「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」には、介護に必要な基礎的知識の理解の確認と、生活支援技術の習得状況の確認を含む。

(注3) 上記とは別に、筆記試験による修了評価（1時間相当程度）を実施する。

(注4) 「1. 職務の理解」及び「10. 振り返り」において、施設の見学等の実習を活用することも可能。

介護人材のキャリアパスの形成

(別紙1)

「今後の介護人材養成のあり方に関する検討会報告書」(平成23年1月)



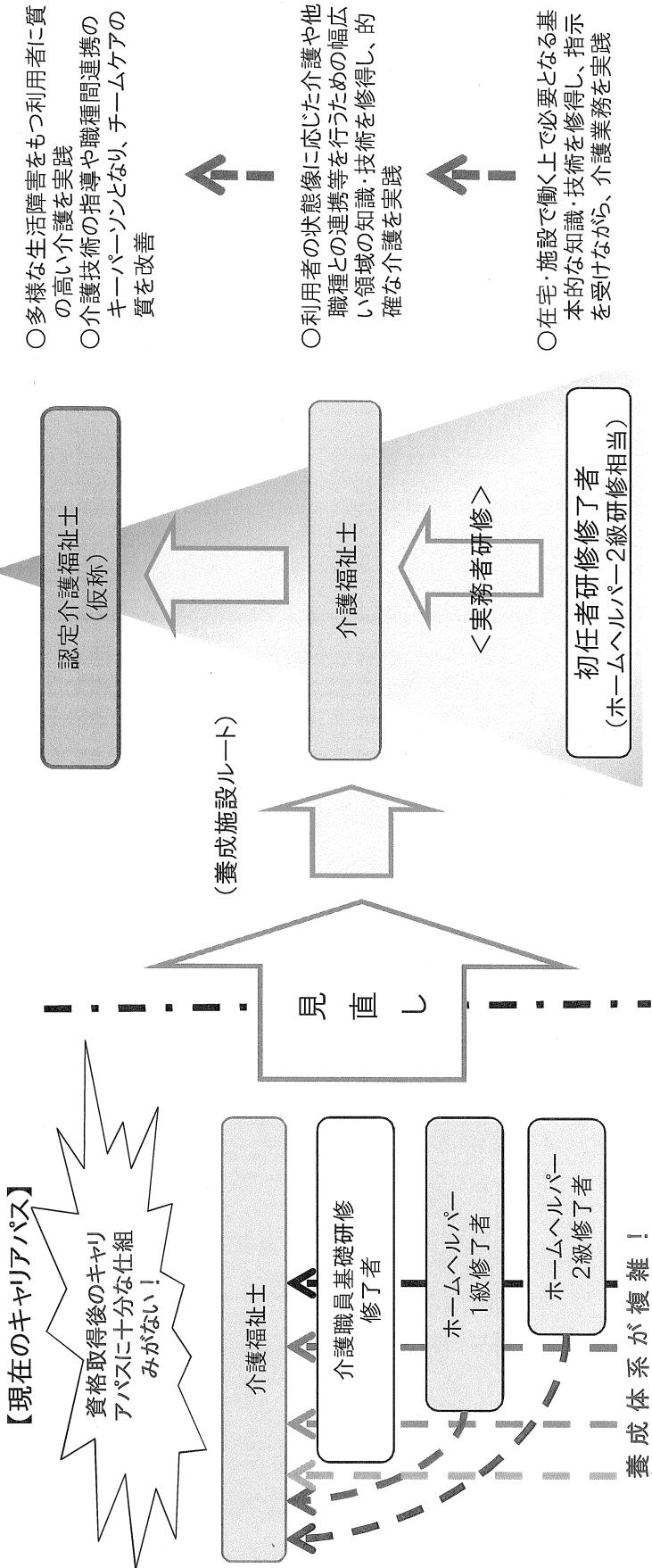
報告書における提言として、

今後の介護人材のキャリアパスを簡素でわかりやすいものにするとともに、介護の世界で生涯働き続けることができるという展望を持つようになる必要がある



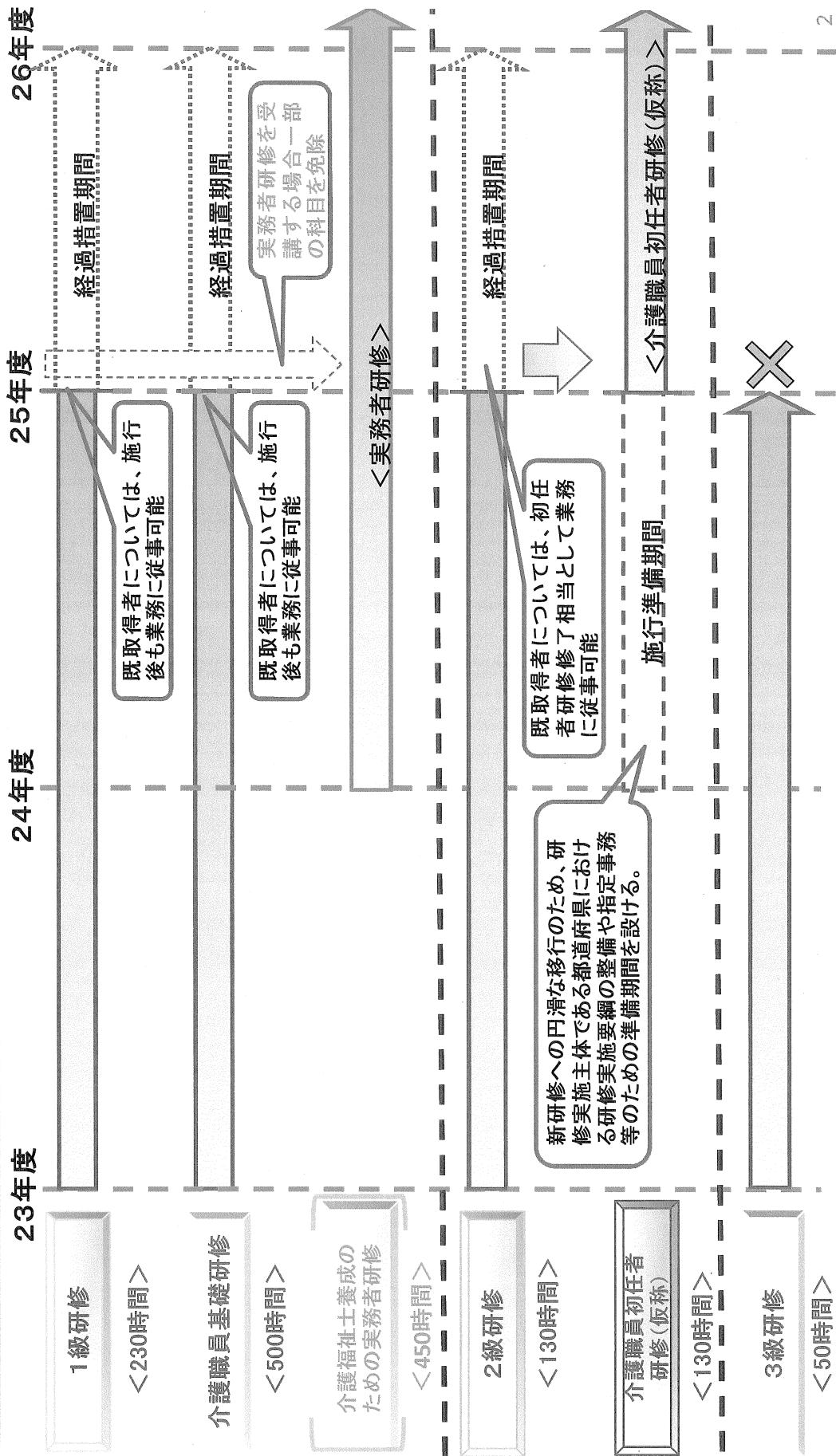
現在のヘルパー2級相当の研修を「初任者研修（仮称）」と位置付けるなど、ヘルパー研修の体系を見直す

今後の介護人材キャリアパス



介護職員養成研修移行スケジュール(案)

- 1級研修及び介護職員基礎研修は24年度末をもつて実務者研修へ一本化。(ただし、平成25年度未修了者への対応のための経過措置を設定)
- 2級研修は、24年度末を以て介護職員初任者研修(仮称)へ移行(ただし、平成25年度未修了者への対応のための経過措置を設定)
- 3級研修は、24年度末を以て廃止(介護報酬上の評価は、平成21年度末を以て既に廃止済み)



介護職員初任者研修（仮称）と訪問介護員養成研修2級課程の比較

- 介護福祉士課程への連続性を考慮し、「ここどのからだのしくみと生活支援技術」として演習による介護技術を得する時間を大幅に確保するとともに、講義と演習を一体的に実施。
- 地域包括ケアシステムにおけるチームケアの提供を推進していくため、「医療との連携」に係る時間を確保
- 今後の認知症高齢者の増加を見込んで、「認知症の理解」に関する科目を新設
- 「職務の理解」や「振り返り」の科目において、実習（職場見学等）により、実際の介護現場の体験等を実施
- 研修の学習効果を高めるため、修了評価を実施

訪問介護員養成研修2級課程

介護職員初任者研修（仮称）

科 目	時間数
社会福祉の基本的な理念及びサービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	6時間
老人保健福祉及び障害者福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	6時間
訪問介護に関する講義	5時間
老人及び障害者の疾病、障害等に関する講義	14時間
介護技術に関する講義	11時間
家事援助の方法に関する講義	4時間
相談援助に関する講義	4時間
医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	8時間
福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習	4時間
介護技術に関する演習	30時間
訪問介護計画の作成等に関する演習	5時間
レクリエーションに関する演習	3時間
介護実習	24時間
老人デイサービスセンター等のサービス提供現場の見学	6時間
合 计	130時間

※別途、修了評価を実施（1時間）



介護人材の確保等の対策について

介護人材確保等のための対策

○「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム (別紙1)

「求職者が、養成機関での受講時間も含めて給与を得て働きながら介護資格を取得するプログラム。

- ① 地方公共団体から委託を受けた介護事業者等が、1年以内（介護福祉士を目指す場合は1回更新可で、最長2年）の雇用契約で採用
- ② その間、プログラム利用者は養成機関に通って、ホームヘルパーや介護福祉士の資格を取得することが可能
- ③ 講座受講のない日時は、事業所で働く
- ④ 資格取得後も、雇用契約終了まで、事業所で働く

※雇用創出の基金(平成23年度末まで)を活用し
実施

※平成24年度は、「重点分野雇用創造事業」(平成24年度末まで延長)により実施

○介護福祉士等修学資金貸付事業 (別紙2)

介護福祉士・社会福祉士養成施設の入学者に対し、修学資金の貸付けを行う。
〔貸付対象〕①以下のいずれかに入学するもの

- ・介護福祉士養成施設（1年課程、2年以上課程）
 - ・介護福祉士一般養成施設（1年以上課程）
 - ・社会福祉士短期養成施設（6ヶ月以上課程）
- ②実務者研修の受講者（平成24年度～）

※セーフティネット支援対策等事業費

○介護福祉士養成のための離職者訓練 (別紙3)

介護福祉士の資格取得を目的とした長期間（2年間）の職業訓練を、民間教育訓練機関等への委託により実施

【訓練対象者】 公共職業安定所に求職申込みを行った者であり、公共職業安定所長のあつせんを受けた者

※平成24年度訓練計画
数 2,200人

○福祉・介護人材参入促進事業

(別紙4)

小～大学生、高齢者や主婦等の一般の方を対象に、年齢等に応じた進路・就職相談や福祉・介護の仕事の大切さと魅力を伝えるための福祉・介護体験やセミナー等を実施し、将来にわたって福祉・介護人材の安定的な参入促進を図る。

○潜在的有資格者等再就業促進事業

(別紙5)

資格を有しながら福祉・介護分野に就職していない介護福祉士等の潜在的有資格者や他分野からの離職者等を対象に、子育て等のため離職した潜在的有資格者が知識と技術を再確認するための研修や、他分野からの離職者が福祉・介護の仕事の魅力と実際の現場を知るために職場体験等を実施し、福祉・介護分野への再就業を促進する。

○福祉・介護人材マッチング機能強化事業

(別紙6)

施設・事業所における詳細な求人ニーズの把握と求職者の適正の確認、就業後の適切なフォローアップ等を都道府県福祉人材センターに配置した専門員が一體的に実施し、福祉・介護人材の円滑な参入と確実な定着を図る。

○福祉・介護人材キャリアパス支援事業

(別紙7)

施設・事業所や地域において、福祉・介護人材の就労年数や職域階層等に応じた知識や技術等を修得し、適切なキャリアパス、スキルアップを促進するための研修等を実施し、福祉・介護人材の安定的な定着を図る。

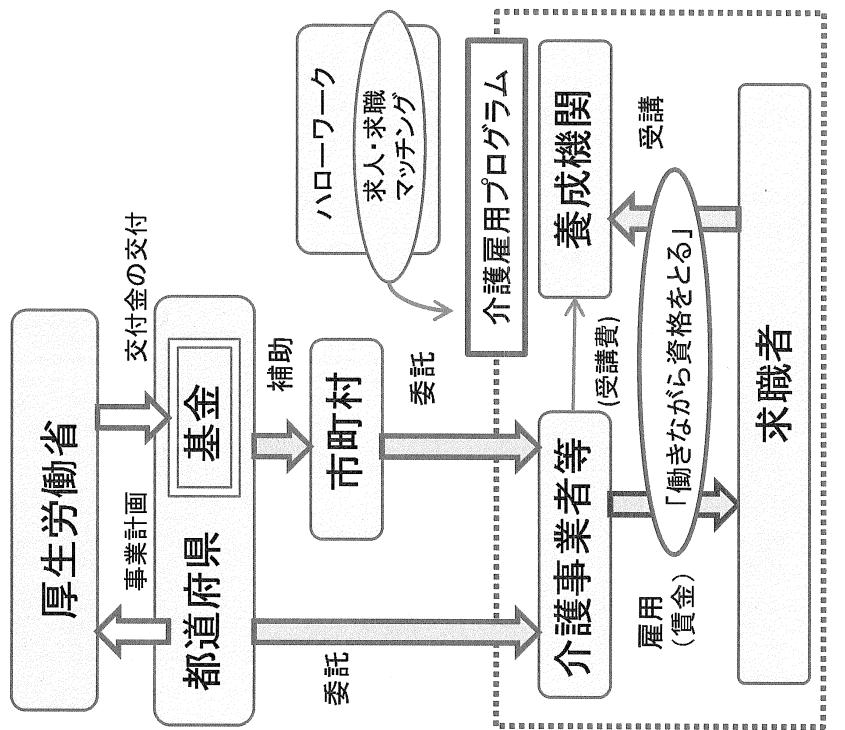
○福祉・介護人材確保対策連携強化事業

(別紙8)

福祉・介護人材確保対策について、関係団体等が参加する協議会の設置や、一体的な広報による効果的な周知など参加者の円滑な確保、求職者の就業動向等の把握、各事業の実績把握と効果の検証等を一元的に実施し、事業の連携強化、相乗効果の促進を図る。

「働きながら資格をとる」介護屋用プログラム

事業のスキーム(重点分野雇用創造事業を活用)



成育・人材創出用

- 求職者が、養成機関での受講時間も含めて給与を得て働きながら介護資格を取得するプログラム。(平成24年度末まで)
 - ・地方公共団体から委託を受けた介護事業者等が、1年以内(介護福祉士を目指す場合は1回更新可で、最長2年)の雇用契約で採用
 - ・その間、プログラム利用者はホームヘルパーや介護福祉士の資格を取得するための養成機関に通うことが可能(ホームヘルパー2級の場合130時間の講義、介護福祉士の場合2年間で1800時間の講義を受講)
 - ・講座受講のない日時は、事業所で働く
 - ・資格取得後も、雇用契約終了まで、事業所で働く
 - ※ 重点分野雇用創造事業を活用し、各地方公共団体で事業計画を策定し、事業を実施
 - ※ 当該基金事業の要件として、事業費に占める人件費割合は1／2以上

プログラムのメリット

 - プログラム利用者
 - ・養成機関の受講料負担なし
 - ・養成機関に通っている時間も給与支払いあり
 - 介護事業者等
 - ・地方自治体からの委託で事業費(人件費、研修費等)の支給
 - ・介護事業者等の負担無く、養成講座を受講させられる
 - 養成機関
 - ・対象者が既に介護事業者等に雇い入れられているため、実習先として、当該施設の協力が得られやすくなる

別紙1

重點分野屋用創造事業

卷之三

- 雇用失業情勢が厳しい中で、介護、医療、農林、環境等成長分野として期待されている分野における新たな雇用機会を創出するとともに、地域ニーズに応じた人材を育成し雇用に結びつけるための事業を実施。
 - 地方公共団体は、基金を財源に、一定の要件を満たす事業を民間企業、NPO、社会福祉法人等に委託。受託した民間企業等は、求職者を新たに雇い入れ、事業を実施。人件費を含む事業費は、委託費として支給。
 - 未就職卒業者を含む若者の雇用・人材育成や、介護・医療分野の事業を重点的に推進。

業創出用雇野分点重

- 成長分野として期待されている分野において、地域の求職者に対し、新たな雇用機会を創出する事業。
 - ①介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用及びこれらの成長分野を支える基盤としての教育・研究分野、②各地方公共団体が設定する地域の成長分野としてニーズが高い分野に該当する事業が対象。

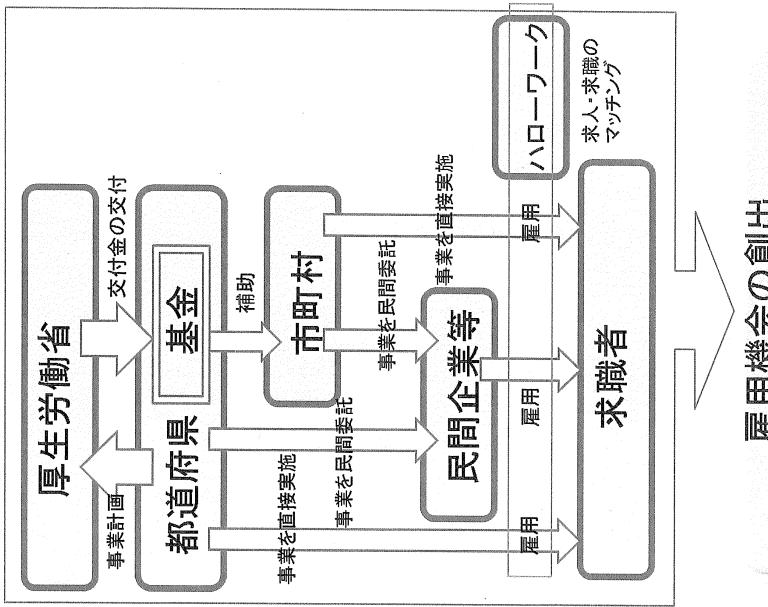
☆ 地域人材育成事業

- 地域の求職者を新たに雇用した上で、当該労働者に対し、就業に必要な知識・技術をOFF-JT(講義等)、OJT(職場実習等)により習得させ、地域ニーズに応じた人材を育成し、雇用に結びつける事業。
 - 上記①の7分野及び各地方公共団体が設定する地域の成長分野としてニーズが高い分野に該当する事業が対象。
 - 受託した企業、NPO等は、あらかじめ雇用期間中の研修計画を作成。雇用期間は1年以内。
 - 事業費に占める新規に雇用した失業者の人件費割合は1／2以上。研修に係る費用はOFF-JT、OJTに要する費用とする。

【事業の規模】

4,000億円
(21年度2次補正 1,500億円
22年度予備費 1,000億円
22年度補正予算 1,000億円
23年度補正予算 500億円)

【対象期間】
平成24年度末まで



介護福祉士等修学資金貸付制度について

別紙2

- 平成23年度第3次補正予算において、被災した学生を対象に貸付要件を緩和し、被災学生全員を貸付対象に出来るよう介護福祉士等修学資金の積み増しを行った。
- また、平成24年度予算案においては、実務者研修受講者を貸付対象に追加する予定。

	従来からの制度	平成23年度第3次補正予算	平成24年度予算(案)
予算額 補助率等	・200億円の内数(平成23年度予算)・1/2 -320億円(平成20年度第2次補正予算)・10/10 (セーフティネット事業費補助金)	16.6億円・3/4 (セーフティネット事業費補助金)	従来からの制度の予算で対応
貸付対象	・介護福祉士養成施設(1年課程) ・介護福祉士養成施設(2年以上課程) ・社会福祉士一般養成施設(1年以上課程) ・社会福祉士短期養成施設(6月以上課程) のいずれかに入学する者のうち、 優秀な学生であつて、かつ、家庭の経済状況等 から裏に必要性が認められる学生(都道府県が 具体的な基準等を設定)	被災県等における ・介護福祉士養成施設(1年課程) ・介護福祉士養成施設(2年以上課程) ・社会福祉士一般養成施設(1年以上課程) ・社会福祉士短期養成施設(6月以上課程) のいずれかに入学する者のうち、 <u>今般の震災により被災した学生全員を想定</u> <u>(従前の貸付要件で選定されなかつた学生も</u> <u>含む。)</u>	実務者研修受講者を追加
実施主体	都道府県、都道府県が適当と認める団体	都道府県が適當と認める団体	「従来からの制度」と同じ
貸付限度額	① 月額5万円 ② 入学準備金20万円(初回に限る。) ③ 就職準備金20万円(最終回に限る。)	同左	一人当たり20万円
貸付利子	無利子	同左	同左
返還方法	都道府県が設定する期間内に、都道府県が設定 する金額を返還	同左	同左
返還免除		① 養成施設等の卒業の日から1年(国家試験に 不合格となつた場合等には3年)以内に、 貸付を受けた都道府県の区域内において ② 受験資格の対象となる介護又は相談援助の 業務に従事し、 ③ 受験資格の対象となる介護又は相談援助の 業務に従事し、 ④ 以後5年間当該業務に従事すること	左記②について、 法人における人事異動等の場合 や、東日本大震災の被災3県で 従事した場合に、都道府県区域 外でも返還免除とするよう緩和

公共職業訓練（離職者訓練）の推進

別紙3

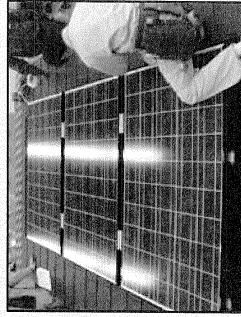
1. 離職者訓練の推進（約23万人）

厳しい雇用失業情勢が続く中、過去最大であった今年度と同規模の離職者訓練数を要求
大学、専修学校等の教育機関を含む多様な訓練機関を活用し、介護・福祉、医療、情報通信等の成長分野における職業訓
練を推進

平成24年度訓練計画数：約23.4万人（施設内訓練：約4.4万人、委託訓練：約18.9万人）

2. 環境・エネルギー分野等の新たな成長分野における職業訓練の実施

※委託訓練計画数（約19万人）の内数
環境・エネルギー分野など今後、新たな雇用機会が見込まれる業務に対応できる人材を育成するため、事業主等への委
託による職場での実施を主体とした実践的な職業能力を付与する「成長分野人材育成プログラム（※）」を実施
また、事業主団体や大学等の高等教育訓練機関と連携し、訓練カリキュラムの開発等を実施



※ 太陽光パネルの取付、省エネガラスコーティング等を行う民間企業に委託し、現場実態に即し
た実践的な人材育成のための職業訓練を実施

3. 安定雇用に向けた資格取得のための長期訓練の実施（2,700人※）

※委託訓練計画数（約19万人）の内数

離職を余儀なくされた非正規労働者等に対応するため、介護福祉士及び保育士の資格取得を目的とした長期間の職業訓
練を、民間教育訓練機関等への委託により実施

平成24年度訓練計画数：2,700人（介護福祉士2,200人、保育士500人）

福祉・介護人材参入促進事業

別紙4

目的

小～大学生、高齢者や主婦等の一般の方を対象に、年齢等に応じた進路・就業相談や福祉・介護の仕事の大切さと魅力を伝えるための福祉・介護体験やセミナー等を実施し、将来に渡つて福祉・介護人材の安定的な参入促進を図ることを目的とする。

ターゲット

小学生
中・高校生
大学生

介護を必要としない高齢者
子育てを終えた主婦など的一般の方

取組例

多様な人材の参入 促進を安定的に 支える事業の実施

・都道府県直接実施
・委託
・補助
市町村
福祉人材センター
社会福祉協議会
養成施設
社会福祉法人 等

福祉・介護体験

老人ホームへの訪問

・イクシングルフ[®]を
活用した就業体験、
現役職員との意見交換

進路相談、 養成施設等への訪問

就業相談

ボランティア体験

職場訪問、職場体験

福祉・介護セミナー、就職フェア

○福祉・介護の
理解促進
○将来の人材候補

○進路選択の一につい
○養成施設等への進学

○福祉・介護分野
への就職
○若い人材の参入

○これまでの知識・経験を
生かし再就職
○地域を支えるボランティア

活動指標・成果指標の例

○事業を実施した学校数、事業所数
○養成施設等に進学した人数
○事業に参加した学生数、人数
○福祉・介護分野に就職した人数 等

潜在的有資格者等再就業促進事業

目的

資格を有しながら福祉・介護分野に就業していない介護福祉士等の潜在的有資格者や他分野からの離職者等を対象に、子育て等のため離職したに潜在的有資格者が知識と技術を再確認するための研修や、他分野からの離職者が福祉・介護の仕事の魅力と実際の現場を知るための職場体験等を実施し、福祉・介護分野への再就業を促進することを目的とする。

ターゲット

潜在的有資格者
(介護福祉士、社会福祉士、
精神保健福祉士等)

多様な人材
の参入

取組例

福祉・介護サービスの知識・技術
の再確認

介護の制度・サービスの理解

研修

福祉・介護の仕事の魅力と
やり甲斐を学ぶ

直近の制度・サービスの理解

受講者のニーズに合わせ、研修の内容や期間等を設定

・都道府県直接実施
・委託
・補助

市町村
福祉人材センター
社会福祉協議会
職能団体
養成施設 等

職場体験

新しい職場、
介護の現場を知る

新たな職場
に再就業

以前の職場
に復帰

福祉・介護分野
へ再就業

活動指標・成果指標の例

- 研修、職場体験に参加した人数
- 職場復帰、再就業した人数（潜在的有資格者、他分野からの離職者）等

福祉・介護人材マッチング機能強化事業

目的

施設・事業所における詳細な求人ニーズの把握と求職者の適性の確認、就業後の適切なフォローアップ等を都道府県福祉人材センターに配置した専門員が一体的に実施し、福祉・介護人材の円滑な参入と確実な定着を図ることを目的とする。

ターゲット

求職者

求人施設・事業所

取組例

都道府県
福祉人材センター

専門員の配置

社会保険労務士、
公認会計士等への委嘱
求職・求人情報等の発信

求職・求人
ニーズの把握

ハローワーク等に
おける出張相談
合同面接会
の実施

ハローワーク等に
おける出張相談
求職者ニーズ
と適正の確認

施設・事業所の個別訪問に
よる求人ニースの把握と職場開拓

的確なマッチング

職場面接、
職場体験の調整

面接終了後の求職者、
求人施設・事業所のフォロー

就業後の適切な
フォローアップ。
・福祉人材センターへの委託

施設・事業所
への定期訪問

職場環境、人間関係
に関する相談支援
・福人材セミナーによる
指導、助言、セミナー

福祉・介護人材の円滑な参入、確実な定着

活動指標・成果指標の例

- 求職者の登録人数 ○求人登録の人数、事業所数 ○出張相談の回数、件数 等
- 合同面接会の回数、参加者数 ○採用人数 ○就労後の相談件数

福祉・介護人材キャリアパス支援事業

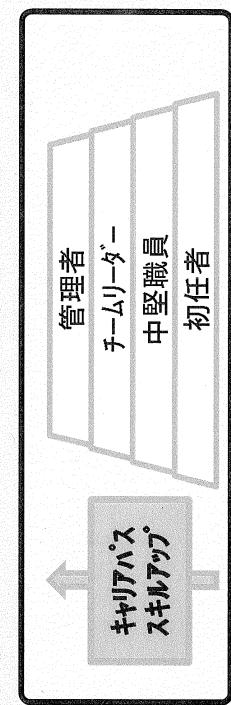
目的

施設、事業所や地域において、福祉・介護人材の就労年数や職域階層等に応じた知識や技術等を修得し、適切なキャリアパス、スキルアップを促進するための研修等を実施し、福祉・介護人材の安定的な定着を図ることを目的とする。

ターゲット

施設、事業所の職員

取組例



一定の内容・質、時間等が担保されている研修は「実務者研修」(※)の科目単位の履修認定が可能

*平成27年度以降の介護福祉国家試験において、実務経験者の受験資格に必要となる研修



就労年数や職場内の役割等に応じた知識や技術、指導力等の向上によるキャリアパス、スキルアップの促進

・都道府県直接実施
・委託
・補助
市町村
福祉人材センター
社会福祉協議会
養成施設
社会福祉法人 等

施設、事業所の形態やサービス利用者の実態等に応じた職員研修の実施

地域の社会福祉協議会や事業者団体等がキャリアパス、スキルアップ等を目的に実施する研修への参加

複数の施設・事業所が、地域やサービス種別ごとに連携し、合同で実施する研修の実施

適切なキャリアパス、スキルアップによる福祉・介護人材の安定的な定着

活動指標・成果指標の例

- 研修の実施回数、受講者数 ○就労年数や職務階層別の実施状況
- 「実務者研修」の履修認定が認められた研修の実施の実施状況 等

福祉・介護人材確保対策連携強化事業

目的

福祉・介護人材確保対策について、関係団体等が参加する協議会の設置や、一体的な広報による効果的な周知と参加者の円滑な確保、求職者の就業動向等の把握、各事業の実績把握と効果の検証等を一元的に実施し、事業の連携強化、相乗効果の促進を図ることを目的とする。

ターゲット

市町村

事業実施団体

管内関係機関

取組例

市町村や関係団体等が参加する協議会の設置

一元的な広報による効果的な周知と参加者の円滑な確保

求職者の就業動向等の把握

各事業の実績把握、効果の検証

人材確保にかかる課題と対応等の協議

各事業の一元的な広報、情報発信

潜在的有資格者の状況の把握

事業実績(活動指標、成果指標等)の把握

地区や分野別の協議会の設置

協議会参加団体における周知

事業実施時ににおける他事業の広報

参加者等の福祉・介護分野への就職状況の確認

人材確保に関する調査、分析

- ・都道府県直接実施
- ・委託（福祉人材センター等）

各事業の連携強化、相乗効果の促進

活動指標・成果指標の例

○協議会への参加団体数 ○協議会の開催回数 等